

■判例調査一覧(1) (エスカレーターに係る事故)

資料2-4(参考1)

1. 建物側の瑕疵が「無し」と判断された事例

裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断		
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント
1	S57.12.24	店舗・娯楽施設等		子供(当時3歳)が母親・祖母と一緒にデパートを訪れ、2階から1階へ降りるエスカレーターに乗った時、左足が右側のスカートガードとステップのライザー部分のすき間に巻き込まれ負傷した。	デパート側の瑕疵なし。	<p>○エスカレーターには、現行法令上その保安設備と安全確保について責められるべき点はない</p> <p>○被害者の行動も通常の利用方法に従っているとは認められない</p> <p>○ビニール長靴をはいて、エスカレーターに乗降することの危険性につき特に店内放送やステッカー掲示によりエスカレーター利用者に知らせることをしていなかったことをもつて、通常有すべき安全性を保持するのに十分な危険防止、安全確保のための設備ないし管理上の配慮を払っていなかったとは認められない</p>	当該エスカレーターには法令上、保安設備と安全確保上の不備はない。ビニール長靴をはいて乗降することは通常の用法に反しており、被害者に危険性を知らせなくとも配慮を欠いたとは認められない。
2	S56.8.7	店舗・娯楽施設等		子供(当時5歳)が、買物のために両親と訪れたスーパーマーケットで、3階から2階に降りるエスカレーターに乗っていたところ、サンダルを脱ぎようとして、前かがみになったところ、前に倒れ、左手をエスカレーターの左側の側板と階段との間にはさみ込んで左手を負傷した。	スーパーマーケット側の瑕疵なし。	<p>○本件エスカレーターは、建築基準法等が定める安全対策標準に合致している</p> <p>○踏段と側板のすき間から乗客の足等の接近の防止を図る措置がとられていた</p> <p>○エスカレーターの乗り方につき乗客に注意が喚起され、指導がなされていたこと等、案内係が配置されていなかった点は、エスカレーターが著しく普及し、性質上利用方法いかんによっては危険なものである旨の認識が広く行きわたっていた本件事故当時の状況に照すとそれが直ちに幼児の手指がエスカレーターにかみ込まれたという本件事故の原因となる瑕疵とはいえない</p>	当該エスカレーターは法令上の安全基準に合致し、踏段と側板のすき間への乗客の足等の接近防止措置や乗り方に関する注意喚起等が実施されており、案内係の不在が本件の事故原因となる瑕疵とは言えない。
3	H26.1.29	商業施設		被害者が、下降運転中のエスカレーターのハンドレール部分に後ろ向きに近づき接触した後、ハンドレールに乗り上げバランスを失い、エスカレーター横の吹き抜け部分を2階から1階床まで転落した。	建物側の瑕疵なし	<p>○事故が発生したエスカレーターと同じ機種が平成4年から平成21年4月までに国内で7000台以上設置されているが、それにもかかわらず、利用者が移動手すりと接触し、その摩擦によって体が乗り上げる事故は報告されていない。</p> <p>○死亡した男性が移動手すりの折り返し部分に後ろ向きに寄りかかり、体を乗り上げたという行動は、エスカレーターの本来の用法とは大きく異なる。こうした行動を取る利用者がいることを予見して、所有者・管理者がエスカレーターを設置、保存すべきだったとは認められない。したがって本来持っているべき安全性が欠けているとはいえない。</p> <p>○安全基準が求める誘導手すりは、混雑時の利用者の動線を整理するもので、転落防止を目的としたものではない。</p>	エスカレーターなどの工作物では、通常利用での安全性を確保すれば原則、建物側に瑕疵は認められない。

2. 建物側の瑕疵が「有り」と判断された事例

裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断		
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント
4	S48.2.19	ホテル・旅館		2歳のこどもが、父母に伴われて本件温泉センターに赴き、同所2階の浴場で入浴後、1階食堂で食事をするべく右食堂入口付近まで来た際、母が瞬時目を離れたすきに、同所より約二間離れた駆動中のエスカレーターに近づき、これに乗ろうとして、エスカレーターの階段部分と右側壁との間に生じていた約1cmの空隙に、左足親指と人差し指とを噛み込まれ、下腿臍足を必要とする重傷を負った。	建物側に瑕疵あり。 ※過失相殺5割。	<p>○幼児子供や老人を含む家族連れなどの客が利用していたのであるから、幼児子供や老人などが親や監督者などの目を離れるなどしてエスカレーターに乗り移り、事故が発生することが予測される</p> <p>○組合としては事故発生防止のため職員を配置すべきであるのに、そのような体勢を整えていなかった</p> <p>○1歳11ヶ月の被害者を一時的にせよ放置した父母の監督義務者としての過失は明らかである</p>	幼児が親の目を離れてエスカレーターに乗り移ることによる事故が予測されるのに、発生防止のための職員の配置を怠ったことは事故原因となる瑕疵であるが、父母の監督義務違反の過失も明らかである。

裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断		
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント
5	S50.9.30	店舗・娯楽施設等	 <p>踏み段と周囲のすきまに、履物、靴ひも、指、衣類、マフラーなどを巻き込まれ、身体に危害が加わる</p>	<p>子供2人(当時7才と3才)が母親とともに百貨店の3階から4階に至るエスカレーターから降りたときに、3歳の子供が履いていたゴム長靴がエスカレーターにはさまれて脱げたことから、7歳の子供がエスカレーターにはさまれたゴム長靴を取り出そうとして長靴に左手をかけていたところ、左手がゴム長靴とともにエスカレーターのステップとコームの間にはさまれ、負傷した。</p>	<p>百貨店側に瑕疵あり。 ※過失相殺5割。</p>	<p>○事故発生当時、プレートとステップの間にすき間があり、これを埋めるべきコームと呼ばれる物が破損して欠けていたために長靴等がはさまれやすくなっていた ○事故発生当時案内係が配置されていなかったためにエスカレーターをすぐに止めることができなかった ○事故当時、被害者は七才で小学校の一年生であり、本件行為の危険性について弁識能力を有していたと認め得るから、その過失は損害額の算定にあたって考慮すべきもの ○母親は、本件事故現場において、弟のゴム長靴がエスカレーターにはさまれつつあるのを目撃しているのであるから、はさまったゴム靴を抜き取るに際し或は靴と共に掴んだ手がエスカレーターにはさまれるかも知れない危険のあることは容易に察し得たと判断されるにも拘らずあわてて不用意にゴム長靴を左手で掴み、引き出そうとしたことには過失があったといわなければならない</p>	<p>エスカレーターすき間に挟まれる危険を放置していたこと、及び係員の不在により緊急停止ができなかったことによる設置管理の瑕疵があるが、母親が不用意にゴム長靴を左手で掴み、引き出そうとしたことにも過失があった。</p>
6	S56.10.28	その他	 <p>踏み段と周囲のすきまに、履物、靴ひも、指、衣類、マフラーなどを巻き込まれ、身体に危害が加わる</p>	<p>子供(当時5才)が母とともに訪れた建物の1階から地下1階へ通じる下降専用エスカレーターに乗っていたところ、履いていたゴム長靴の右足先端がステップの間に巻き込まれ、負傷した。</p>	<p>建物側に瑕疵あり。 ※過失割合5割。</p>	<p>○エスカレーターは、ゴム長靴やビニール靴により乗降した際、ステップの垂直面(ライザー)に触れると、引きずり込まれる危険性が高いことから、<u>ゴム長靴等による乗降の危険性を呼びかけるポスター</u>を作成、広報活動をし、ライザー部分に溝をつけたり、潤滑油を塗布し、ステップとステップ間およびステップと手すり下との間のすき間を注意を呼びかけるため黄色の線で塗る等の措置をとることが通常 ○本件ではその乗り口わきの手すり下のスカート部分に、母と子が子を中央に位置させ同一ステップに乗り、母が手を手すりにかけているイラストに「手は手すりに、お子様は中に」との標語記載のワッペンを貼り、降り口に黄色を塗り、そのスカート部分に、子供が足をあげているイラストに標語を記載したワッペンが貼られていたのみで、潤滑油や、注意を呼びかける黄色の線、<u>ゴム長靴等の危険を知らせるポスターや放送等の措置を一切講じていなかった</u> ○母親は、満5歳の幼児の監督者として、その幼児が本件エスカレーターで昇降する場合、同じステップに乗せて手をつなぎ、その足もとに注意を払い、<u>ステップとステップの間のすき間に足を挟むことなきよう十分な注意を払うべき義務がある</u></p>	<p>ゴム長靴等による乗降の危険性を呼びかけるのが通常であり、危険を知らせる措置を講じなかったことに建物側の瑕疵があるが、母親が注意を払うことを怠ったことにも過失があった。</p>
7	S57.1.14	店舗・娯楽施設等	 <p>エスカレーターと天井等の間に身体が挟まれる</p>	<p>子供(10歳)が、友人とともに、デパートに設置された4階から5階へ通じる上りのエスカレーターに乗り、エスカレーターの進行方向に向かって右側手すりのベルトから外側へ身体を乗り出したため、同ベルトと4階天井にはさまれ死亡。</p>	<p>デパート側の瑕疵あり。 ※過失割合8割。</p>	<p>○デパートのエスカレーターが建設省の許可に合致した安全対策(ガード板の設置)をとつただけでは、エスカレーターに身を乗り出して乗っている子供が天井に首を挟まれ死亡するという事故の防止を十分に期待しうる機能を備えていたとはいえない ○エスカレーターの設置に当り、その手すりベルトと、これと交差する四階天井および五階床面の開口部断面との間に安全な間隔を置くか、あるいは、利用者の身体が四階天井等に触れるのを防止しうる防護設備を設置することが必要 ○本件では、これらの配慮を欠いている ○被害者の年齢を考慮しても、エスカレーターにガード板等の設置等不十分ながら一応の事故防止措置をとつていたことと本件事故の態様等と対比すると、<u>子供にも相当程度の過失がある</u>。両親にも無断で友人の児童と共にデパートへ行ったことが認められる ○両親の監護の状況、エスカレーターの正しい乗り方の平素の指導が必ずしも十分でなかった</p>	<p>法令の許可に合致したガード板の設置だけでは事故の防止に係る機能が不十分であり、設置管理の瑕疵があったが、子どもの両親の監護から離れた行動や、両親の監護・指導にも相当程度の過失があった。</p>